

新町地区で判明した土壤汚染について

1 土壤汚染が判明した場所等

(1) 所在地

徳島市西新町一丁目35番地の一部

(2) 汚染が判明した経緯

クリーニング店（有害物質使用特定施設）の廃止に伴い、土壤汚染対策法で義務付けられた土壤調査を実施した結果、一部の調査地点で土壤汚染があったと報告がありました。

(3) 土壤汚染の原因

過去にクリーニング店で使用していたドライクリーニングの溶剤の漏洩が原因と考えられます。

2 土壤調査の結果について

(1) 土壤調査範囲

クリーニング店の跡地100㎡

(2) 調査結果

テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンが土壤汚染対策法基準値を超過していることが確認されました。

項目	最大値(mg/%)	基準値(mg/%)	基準超過深度(m)
テトラクロロエチレン	0.021	0.01	-0.45~0.55
1,2-ジクロロエチレン	0.11	0.04	-1.95~2.05

基準超過地点でテトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンの地下水調査をした結果、基準値未満でした。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニング溶剤や繊維洗浄、金属加工での脱脂剤等に使用される。中枢神経系への障害、肝臓・腎臓への障害を及ぼすといわれており、発がん性のおそれがあるといわれている。

1,2-ジクロロエチレン

洗浄剤、溶剤等で使用されるほか、地中でテトラクロロエチレンが分解して生成する。肝機能や中枢神経への障害を及ぼすといわれているが、発がん性は無いとされている。

3 周辺への影響について

調査結果によると、土壤の基準超過はありましたが、地下水汚染がなかったことから、周辺への影響はないものと考えられます。徳島市では、周辺にある湧水（錦竜水、鳳翔水）の水質検査を実施しておりますが、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンは基準値未満を確認しています。

4 形質変更時要届出区域の指定等について

徳島市では、汚染があった土地（46㎡）を形質変更時要届出区域※に指定するとともに、土壤汚染対策法に基づき周囲への汚染拡散防止など事業者へ指導を行います。

※形質変更時要届出区域

土壤の汚染が土壤汚染対策法の基準を超過しているが、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の対策が不要な区域のことです。